



2025 年 8 月 20 日

株式会社 四国銀行

学校法人高知学芸高等学校との「遺贈寄付等への協力に関する協定」の締結について

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、学校法人高知学芸高等学校と「遺贈寄付等への協力に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

近年、高齢社会が進展し、当行に寄せられるご相談の中でも「相続」に関するものが年々増加しています。また、少子化の進展や地域の人材育成など様々な社会課題が顕在化しつつあるなか、教育支援としての寄付に対する意識も高まっています。当行はこのような状況を受け、お客さまに寄り添った長寿化や相続に関する様々なニーズに対応しています。

本協定は、遺贈等によりご自身の財産を教育支援のために役立てたいと希望するお客さまに対して、地域の金融機関である四国銀行と教育機関である学校法人高知学芸高等学校が連携することで、遺贈を希望される方の教育支援への想いを円滑に実現することを目的としています。

当行は、今後も高齢社会におけるお客さまの課題解決や多様なニーズに積極的に対応すべく、様々な取組みを実施してまいります。

記

1. 協定内容

- （1）学校法人高知学芸高等学校は、同校へ遺贈または相続財産の寄付をご希望される方に対して、相談先として四国銀行を紹介します。
- （2）四国銀行は、ご紹介いただいた方に、誠意をもって諸手続きのご案内等の対応を行います。また、教育支援を目的にご寄付を検討されているお客さまに対し、学校法人高知学芸高等学校をご紹介します。

2. 締結日

2025 年 8 月 19 日（火）



以上